



内閣府公益信託イメージキャラクター  
「こうえきしんたくん」

令和8年6月9日  
公益法人行政担当室

## 新しい「公益信託制度」の第1号案件について

本年4月に開始した新しい公益信託制度の第1号案件として、本日付で2件の公益信託の認可を行いました（新規1件・旧制度からの移行1件）。

これらの第1号案件について、本日、黄川田内閣府特命担当大臣による認可書の手交式を実施しました。

（注）公益信託とは、財産を信頼できる人や団体に託して、自らの想いに沿ったかたちで公益活動に使用し、社会のために役立てる仕組みです。

### 1. 地域まるごと「こども応援」公益信託【新規認可】（別紙1参照）

受託者：認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

公益事務：こども食堂を支援する団体等への助成

信託財産：500万円（今後追加の寄附を受け入れ予定）

特徴：認定NPO法人が受託者、当初信託財産が500万円と比較的小規模（制度改革により実現した新たな類型の公益信託）

### 2. 公益信託アジア コミュニティ トラスト【旧制度からの移行認可】（別紙2参照）

受託者：三井住友信託銀行（代表受託者）、

三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、りそな銀行

公益事務：アジア諸国における社会開発、学術研究、教育、文化等に資する事業への助成

信託財産：2.8億円

特徴：昭和54年に設立。大手信託銀行4社の共同受託の下、広く寄附を集め、アジア15か国・地域の事業に約10億円の助成を実施してきた歴史ある公益信託

## 地域まるごと「こども応援」公益信託の概要

## 1. 受託者

特定非営利活動法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ

## 2. 委託者

株式会社ミダスプロジェクト（資産運用会社の関連会社、系列の公益財団法人と公益活動を展開）

## 3. 信託管理人

下西祥平（弁護士）

## 4. 公益事務

こども食堂を支援する団体等への助成金支給

## 5. 特色等

- ① 当初信託財産は500万円（今後寄附を追加で受け入れて継続的に事業実施予定）
- ② 受託者は、全国でこども食堂の支援を行っている認定NPO法人で、休眠預金等活用制度（注）の資金分配団体に採用されている団体  
（注）10年以上入出金等の取引がない預金等を民間公益活動のために活用する制度。  
同制度において資金分配団体等には、ガバナンス・コンプライアンス体制の確保、事業の進捗状況や成果の可視化等が求められている。
- ③ ガバナンスの確保の観点から、弁護士等で構成されるNPO支援団体が信託管理人の選任に関与する仕組みを採用

## （参考）「むすびえ」の概要

- 全国の子ども食堂を支える中間支援団体として、2018年に設立、2021年5月に認定NPO法人の認定  
公益財団法人日本非営利組織評価センターのグッドガバナンス認証、グッドギビングマーク認証を取得
- 子ども食堂の中間支援団体に対する支援等の事業を実施
  - ・ 地域の実情に合わせた組織基盤構築等の伴走支援
  - ・ 休眠預金、外部助成金等を活用した資金支援等（のべ8792団体に総額21.3億円の助成）

## 公益信託アジア コミュニティ トラストの概要

## 1. 受託者

三井住友信託銀行(株) (代表受託者)

三菱UFJ信託銀行(株)・みずほ信託銀行(株)・(株)りそな銀行 (4社の共同受託)

## 2. 委託者 (共同委託)

一般財団法人MRAハウス (国際交流・次世代育成に取り組む団体への支援事業を展開)

(故) 今井保太郎 (黎明期の公益信託の理解者で10数件の委託実績あり)

## 3. 信託管理人

太田 達男 (公益財団法人公益法人協会会長 (注))

(注) 信託銀行にて昭和40年代から公益信託の実用化を提唱するなどの先駆者。

退職後も、公益法人協会の理事長・会長として民間公益活動の普及及び促進に尽力。

樽本 哲 (弁護士)

## 4. 公益事務

アジア諸国における社会開発、学術研究、教育、文化、農業、青少年育成等の振興に資する事業への助成金支給

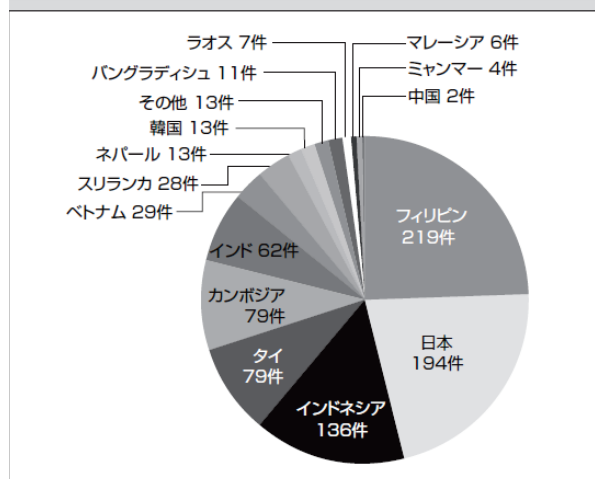
## 5. 特色等

- ① 旧公益信託の黎明期である昭和54 (1979) 年に、日本初の第三者からの寄附の受入れを前提とした「募金型公益信託」として、信託業界全体での後押し (当時の8社 (現4社) の共同受託) を受けて設立された公益信託
- ② 設立以降アジア15か国・地域に対し、約10億円 (895件) の助成金の支給実績あり

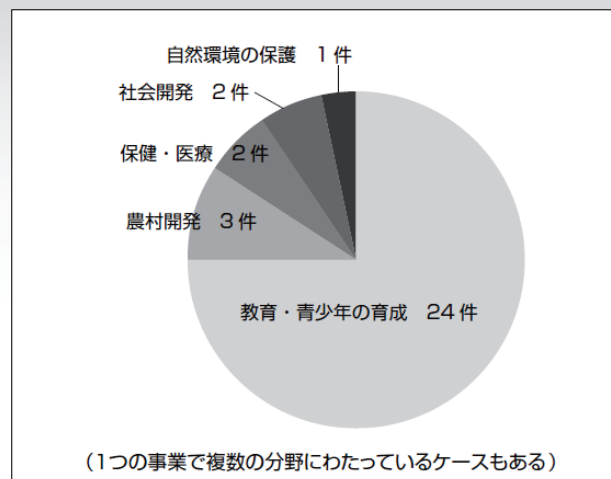
(参考：支援事業の内訳等について (年次報告2024より抜粋))

## 事業の実施国

(1980~2024年度、合計895件)



## 事業の支援分野 (2024年度)

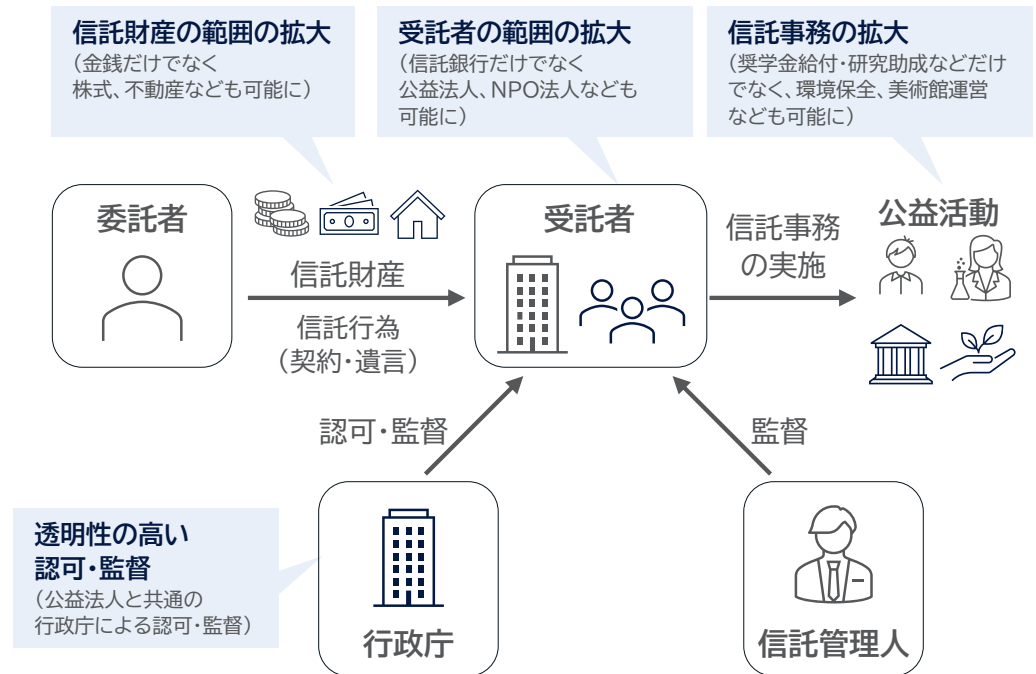


# 新しい公益信託制度について

約100年ぶりの制度改革で使いやすくなった、新しい「公益信託制度」が令和8年4月1日にスタートしました！

## 「公益信託」とは？

- 委託者が契約や遺言により受託者に財産を託し、受託者が託された財産を用いて「委託者の思い」に沿った公益活動を行う仕組み
  - 公益財団法人のように法人を設立するのではなく、既存の法人への寄附とも異なり、信託行為(契約・遺言)により、公益活動の内容や運営を案件ごとにオーダーメイドが可能
  - 旧制度(大正時代に創設)は、使い勝手や認知度の問題から、活用は低調(平成15年 572件 → 令和6年 378件)
- ↓
- 担い手や信託財産・信託事務の範囲を拡大  
公益法人と同様の税制優遇も措置  
→ 民間公益活動のための、新たな可能性を持つツールに



⇒ 公益信託が幅広く活用されるよう、制度の普及、モデル事例の創出に取り組みます。



内閣府公益信託  
イメージキャラクター  
「こうえきしんたくん」